

## 第40回

西宮市子ども・子育て会議

【資料集（別冊）】

教育こども常任委員会 所管事務報告
----------------------

資 料
-----

令和5年3月7日
----------

※報告日までは外部への  
資料提供はご遠慮ください。

## 西宮市幼児教育・保育のあり方（案）について

政策局 政策総括室 政策推進課（政策企画等担当）

こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課（計画推進担当）

教育委員会 学校支援部 学校改革課

## 西宮市幼児教育・保育のあり方（案）

令和5年（2023年）3月

西宮市

## 目次

1	趣旨	1
2	西宮市の幼児教育・保育を取り巻く現状	
	(1) 少子化の進行と子どもを取り巻く状況の変化	2
	(2) 就学前児童の居場所・施設の利用状況の変化	5
	(3) 幼児教育・保育一元化の動きと共通の取組	7
	(4) 幼児教育・保育施設に係る財政負担と今後の方向性	10
3	今後の西宮市の幼児教育・保育について（基本方針）	12
4	具体的な取組内容	
	(1) 公私の連携・協力の強化	14
	(2) 公立幼稚園・公立保育所の再編	14
	(3) 今後必要となる子ども・教育施策への活用	16
5	今後の進め方	
	(1) 市内推進体制	17
	(2) アクションプランの策定	17
	[参考図表]	18

## 1 趣旨

本市では、幼児教育・保育の充実に向けた施策を効果的に推進していくため、平成 22 年度（2010 年度）に「西宮市幼児期の教育・保育審議会」を設置し、同審議会から平成 25 年度（2013 年度）に幼稚園と保育所、公立と私立の役割に関すること、適正配置を含む今後の保育サービスの提供に関することなど、6つの項目について答申を受けた。

この答申を踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）には「西宮市子ども・子育て支援プラン」、平成 30 年度（2018 年度）には「西宮市立幼稚園のあり方Ⅱ」を策定し、これらの指針に基づき、幼児教育・保育施策を進めてきた。

しかしながら、答申から 10 年が経過し、本市の子どもや幼児教育・保育現場などを取り巻く環境は当時と比べ大きく変化している。

本市の子どもを取り巻く環境では、幼稚園の園児数が減少する一方で、保育需要の高まりから保育所待機児童の解消が依然として重要課題となっている。また、市全体でみると就学前児童数は減少し続けており、少子化を見据えた対策の検討が迫られている。

幼児教育・保育現場を取り巻く環境では、支援を必要とする子どもの受入れが増加するとともに、医療的ケアが必要な子どもの受入体制の整備が急務となっている。加えて、家庭環境の問題などから、子どもだけでなく保護者も含めて支援が必要な家庭が増加するなど、支援ニーズは増加し、かつ多様化している。

また、国では令和 5 年（2023 年）4 月に縦割り行政の是正・解消、切れ目ない包括的支援を目的として「こども家庭庁」が設置され、こどもまんなか社会の実現に向けて、既存事業の拡充に加え、新たな取組が進められる。本市においても厳しい財政状況の中で、子ども・教育施策を強力に推進していくためには、人材・財源等の経営資源（以下「経営資源」という。）を一層効率的・効果的に活用していくことが求められる。

こうした子どもや幼児教育・保育現場などを取り巻く環境の変化と諸課題に適切に対応していくことは、一人ひとりの「子どもの育ち」にとって大切であるとともに、文教住宅都市を掲げる本市にとって、世代を超え、将来の社会の発展・強化にもつながる「未来への投資」というべき重要な取組である。

本市は、時代の変化に対応しながら、子どもの未来を育み、今後も発展していくため、これらの取組について、庁内の関係部局（政策局・こども支援局・教育委員会等）で協議を行うとともに、関係団体及び学識経験者の意見並びに保護者の声も踏まえて、今後の幼児教育・保育のあり方についてとりまとめた。

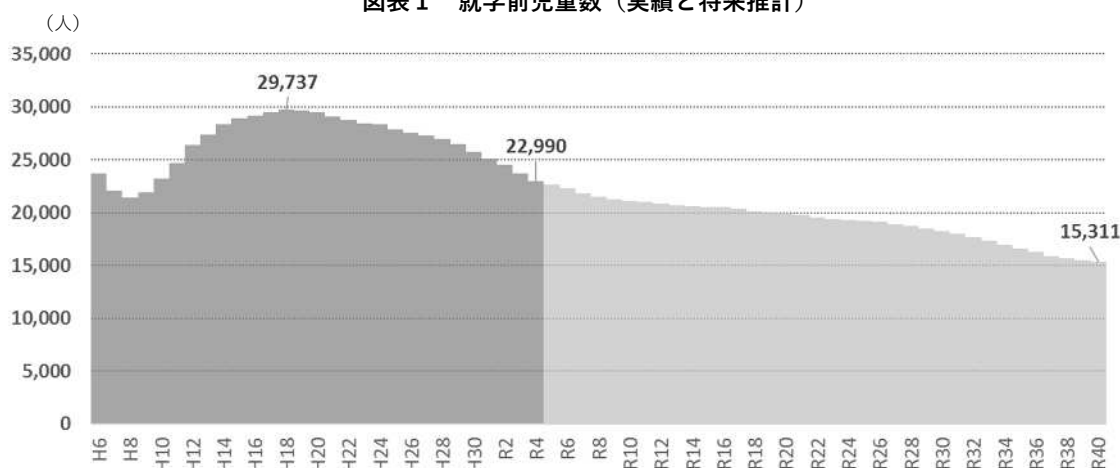
## 2 西宮市の幼児教育・保育を取り巻く現状

### (1) 少子化の進行と子どもを取り巻く状況の変化

本市の就学前児童数は、平成 18 年（2006 年）の 29,737 人をピークに減少し、令和 4 年（2022 年）は 22,990 人となっており、今後もこの傾向は続くものと予想される（図表 1）。

令和 5 年（2023 年）以降の就学前児童数は、新型コロナウイルス感染症の流行前に推計されたものであり、コロナ禍が少子化の更なる進行をもたらしつつあることを考慮する必要がある。

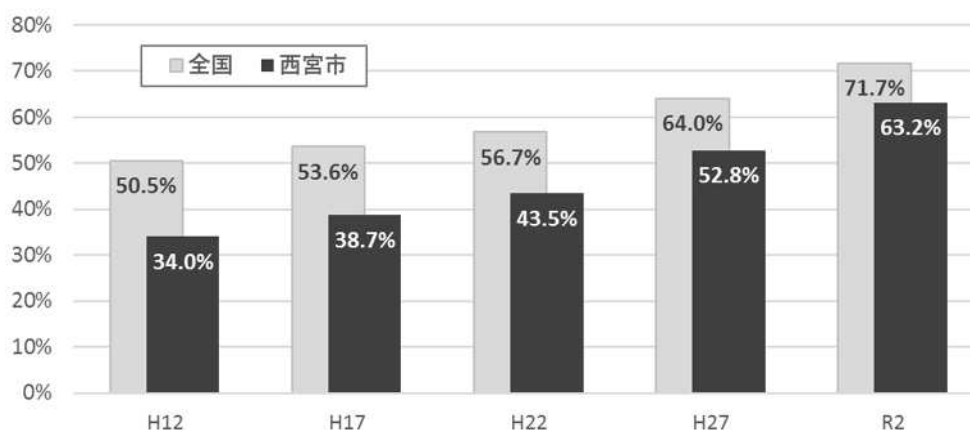
図表 1 就学前児童数（実績と将来推計）



（出典）令和 4 年度までは実績値、令和 5 年度以降は推計値（平成 30 年度推計）

子ども（18 歳未満）のいる夫婦世帯の就業状況の推移をみると、本市における共働き世帯の割合は年々増加傾向にあり、全国水準に急速に接近している（図表 2）。

図表 2 共働き世帯の割合の推移



（出典）国勢調査（平成 12～令和 2 年。夫婦ともに就業していない世帯は除く）

図表3は本市の公立学校園における生活・学習相談員の配置対象児童数の推移を示したものであるが、これによれば本市に居住する外国にルーツを持つ子どもが増加していると同時にその文化的背景等が多様化し、子どもが育つ環境にも変化が生じていることがわかる。

図表3 公立学校園における生活・学習相談員の配置対象児童数の推移（校種別・言語別）

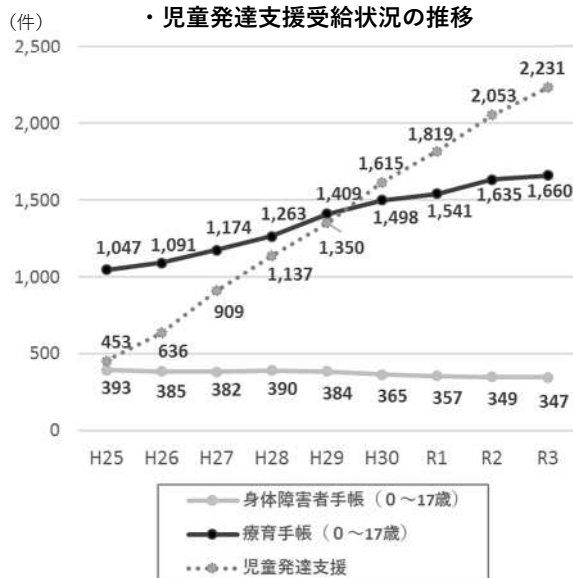
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人数	幼稚園	0	1	1	0	0	1	1	4	0	1
	小学校	13	13	16	19	24	17	32	37	38	37
	中学校	8	9	9	12	13	10	4	6	6	12
	合計	21	23	26	31	37	28	37	47	44	50
言語種別	中国語	8	7	11	13	17	15	11	13	13	12
	ポルトガル語	8	4	5	5	3	1	3	4	5	4
	英語	2	7	7	7	8	2	15	18	11	22
	韓国・朝鮮語	2	2		3	5	1	2	1		
	フィリピン語	1			1	3	1	1			
	インドネシア語		2	2	1	1	1		1	1	
	ロシア語		1						1	1	
	スペイン語			1			3	2	4	5	5
	タイ語				1						
	シンハラ語					1					
	ポーランド語					1					
	ネパール語						2	2		3	5
	タガログ語						2	1	5	6	5
	ベトナム語									1	1
	ベンガル語										1
合計	21	23	26	31	39	28	37	47	46	55	

(出典) 教育委員会「西宮市教育年報」(平成24～令和3年度版)

(注) 複数言語の相談員が配置されているケースもあるため、人数計と言語種別計は一致しない。

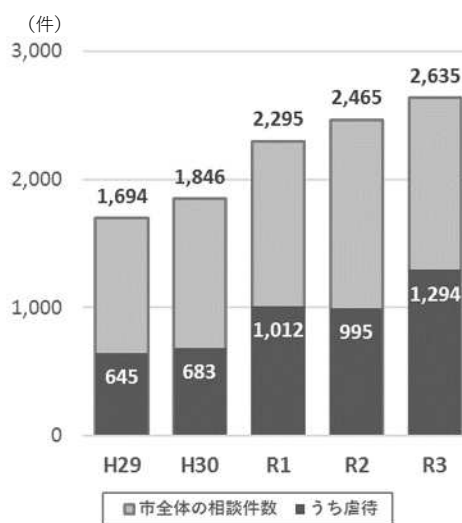
本市では障害による支援が必要な子どもの数は増加しており(図表4)、虐待相談など家庭的・社会的な支援の必要性なども高まっている(図表5)。

図表4 療育手帳・身体障害者手帳・児童発達支援受給状況の推移



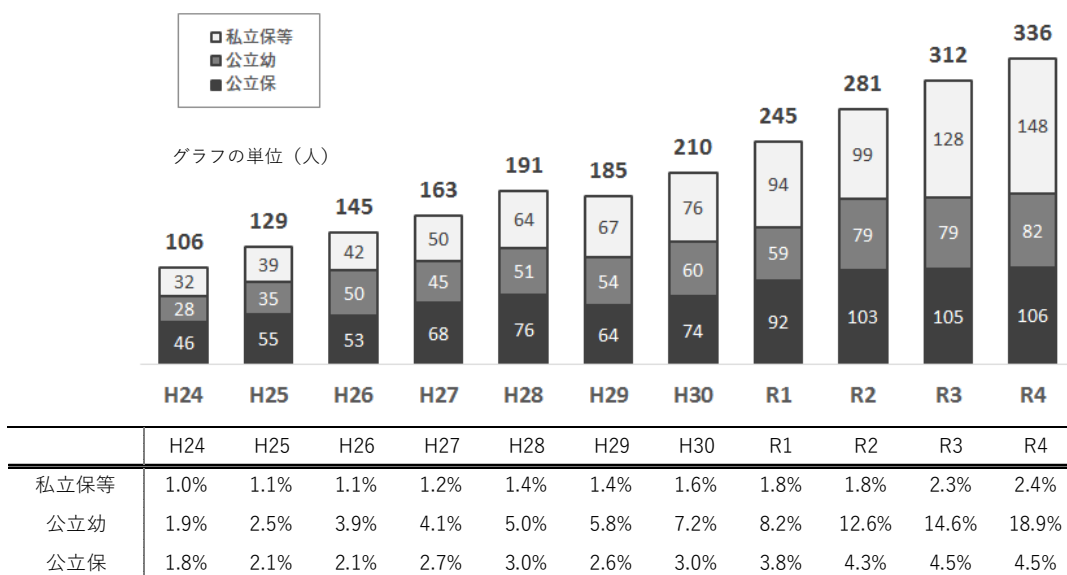
(出典) こども支援局

図表5 児童虐待相談件数の推移



特に公立幼稚園、公立保育所（以下「公立園」という。）では園児数に占める支援を必要とする子どもの割合が高くなっている（図表6）。

図表6 特別な支援を要する子どもの数（加配対象児童数）の推移と園児数に占める割合



（出典） こども支援局・教育委員会

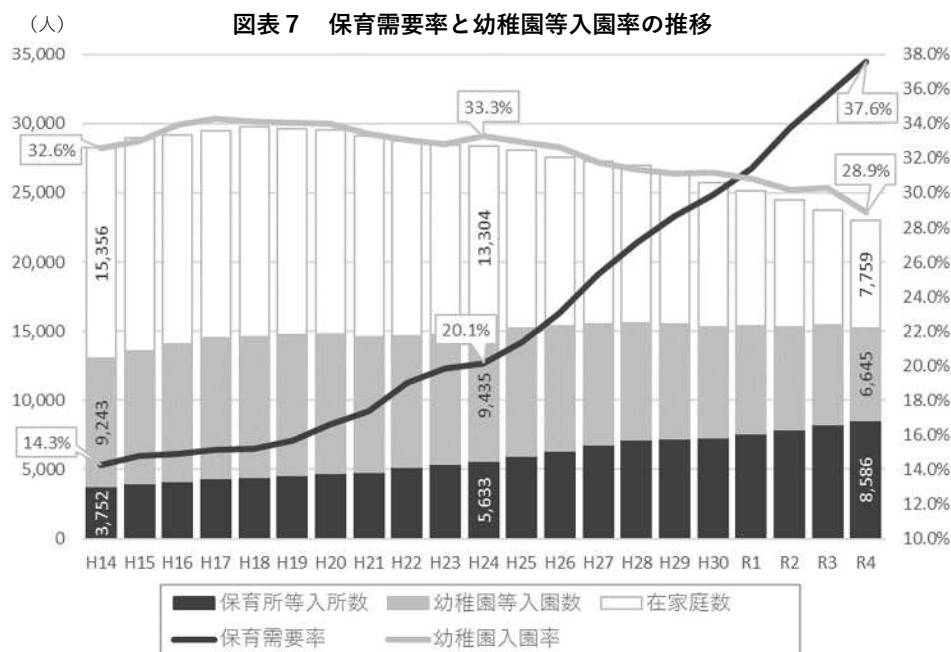
（注） 「私立保等」は私立保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業の2号認定・3号認定の合計。



## (2) 就学前児童の居場所・施設の利用状況の変化

就学前児童数が減少する一方で、共働き世帯の増加などに伴い、本市における保育需要率は増加し続け、10年前と比較すると、保育所等入所数は約3,000人増加している(図表7)。

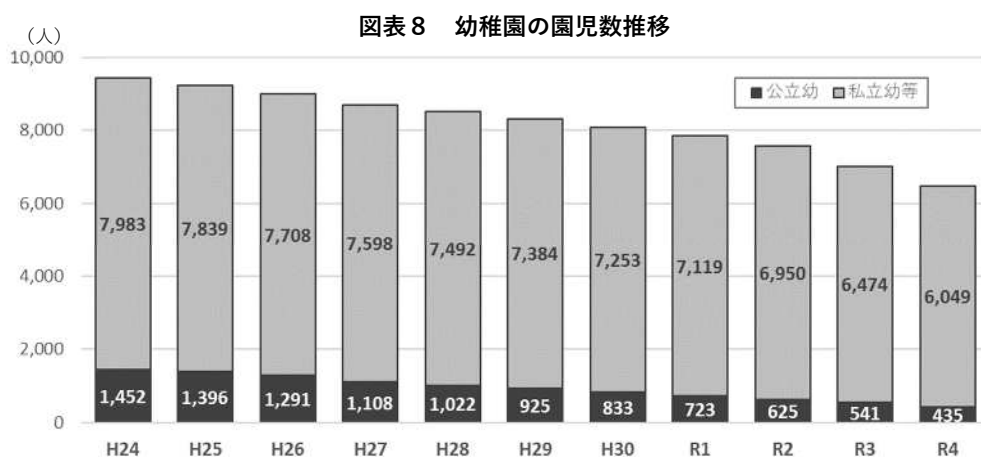
しかしながら、国は、全国的には保育所の利用児童数のピークが令和7年(2025年)に到来すると見込んでおり、本市においても、これまでの保育需要率の傾向と他市の状況を考慮すると、数年遅れでピークが到来することが見込まれる。



(出典) こども支援局

本市における幼稚園の園児数は公私ともに減少傾向が続いており、10年前と比較すると、公立幼稚園の園児数は70%(1,017人)減少し、私立幼稚園の園児数は24%(1,934人)減少している(図表8)。なお、私立幼稚園の園児のうち、共働き世帯などで預かり保育を利用する園児は令和4年(2022年)4月時点で1,455人にのぼっている。

また、公立幼稚園では地域差があるものの、園児数の減少により一定の集団活動が行える規模の維持が難しくなってきている。



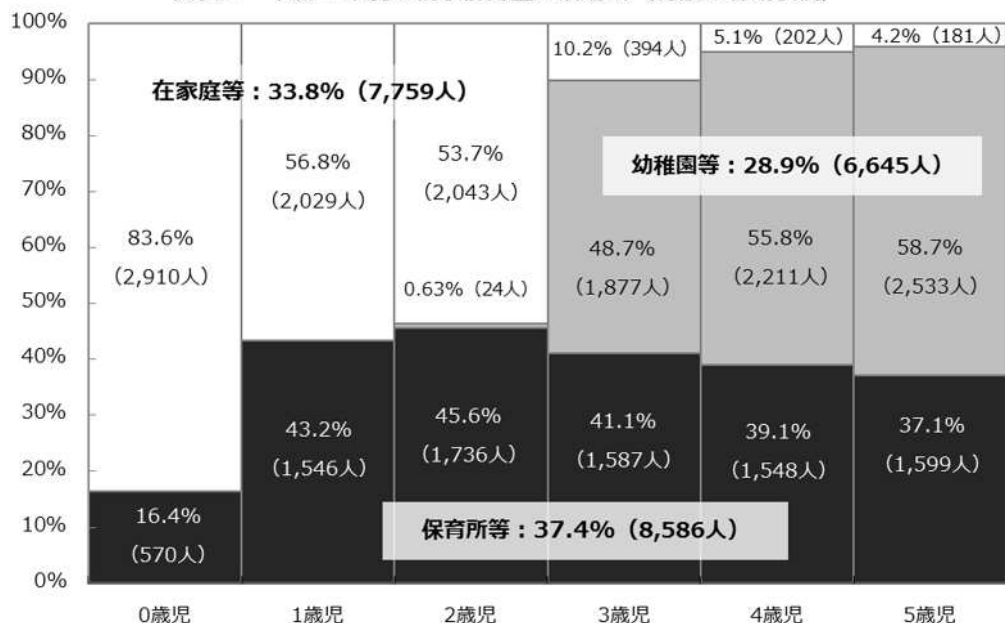
(出典) こども支援局・教育委員会

本市では、就学前児童の約3割が幼稚園や保育所等を利用せず、家庭で保護者と過ごすなどしている（在家庭等）。特に0～2歳児については、約6割が在家庭等となっている（図表9）。

また、西宮市要保護児童対策協議会において継続的な支援が必要とされる子どもの約7割は幼稚園や保育所等を利用しているが、約3割は在家庭となっている。

在家庭では保護者の子育てに対する不安感や負担感が大きくなる傾向があることから、これらを軽減するための支援とともに、子育て世帯の孤立を防止する取組が求められる。

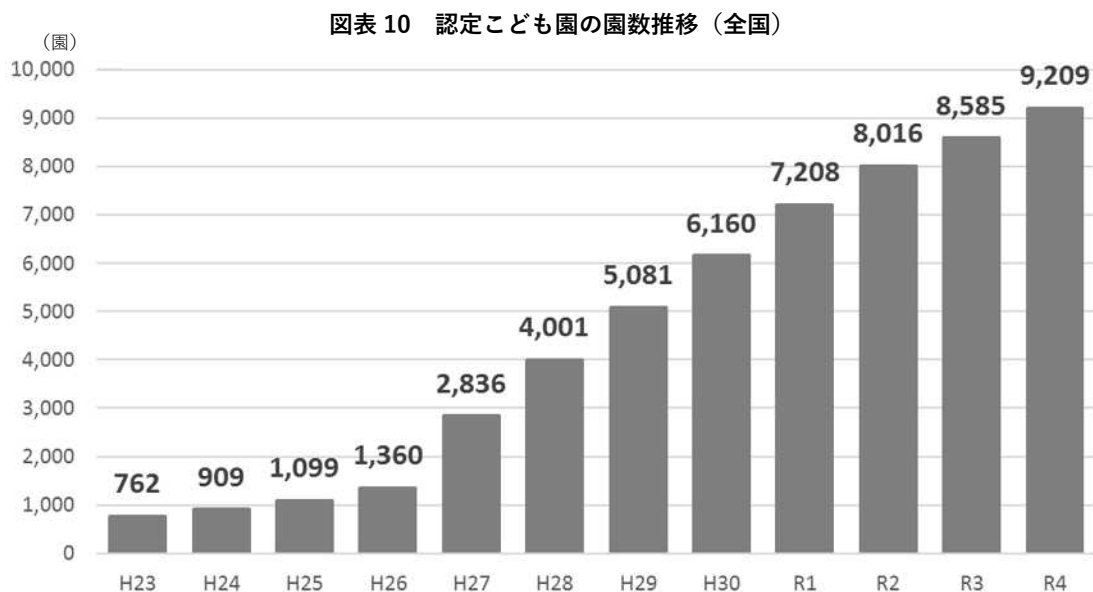
図表9 令和4年度の就学前児童の居場所（施設の利用状況）



(出典) こども支援局

### (3) 幼児教育・保育一元化の動きと共通の取組

国では就学前児童のための施設類型として、就学前の教育・保育を一体として捉え、保護者の就労の有無にかかわらず、連続した育ちや通園継続を提供するほか、地域における子育て支援を行う機能を担う「認定こども園」が平成 18 年度（2006 年度）に創設された。さらに、平成 27 年度（2015 年度）から子ども・子育て支援新制度が始まり、全国的に幼稚園や保育所から認定こども園への移行が推進されてきたことから、近年、園数が大幅に増加している（図表 10・11）。



（出典）内閣府

図表 11 認定こども園の類型別園数・構成比（全国・令和 4 年度）



（出典）内閣府

また、認定こども園への移行促進に加え、平成 29 年（2017 年）3 月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改定され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確に位置付けられた。

本市では平成16年度(2004年度)に全国に先駆け、公立、私立の幼稚園、保育所等(以下「公私幼保」という。)の連携による取組として幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」(以下「つながり事業」という。)を開始した。平成27年度(2015年度)には公私幼保・小学校の教職員等により、幼児期から児童期への接続期におけるカリキュラムが作成・発行され、関連する研修が実施されている(図表12)。

図表12  
みやっこ「つながり」カリキュラム



令和3年度(2021年度)には、施設種別や設置主体を超えて、本市の幼児教育・保育で大切にしたいことを共有し、質の高い幼児教育・保育のために必要な取組を示した「西宮市幼児教育・保育ビジョン」(以下「ビジョン」という。)

を策定した。ビジョンでは最も重要な理念として「子ども中心の幼児教育・保育」を掲げている(図表13)。

さらにビジョンでは「このビジョンを実現し、発展させていくためには、西宮市のすべての施設で安心して幼児教育・保育が受けられる環境を整えていくことが必要」とし、そのための取組として

- 保育者が学び続け、成長していける場の提供
  - 施設の枠を超えた、保育者相互の高め合い
  - 乳幼児期だけでなく、就学以降も意識したサポート
  - 保護者支援と、地域に根差した取組の推進
- を掲げ、公私幼保が共に進めていくこととしている。

図表13 西宮市幼児教育・保育ビジョン



このビジョンを踏まえて、公私幼保共同によるワークショップを開催するなどの取組も進めている（図表 14）。

図表 14 ワークショップの様子



また、本市の幼児教育・保育の質を高めていくうえで、保育者が学び続け、成長することができる環境を整備し、公私幼保を問わず、全ての保育者がキャリアに応じて適切な研修を受講できることは非常に有意義であるが、そのような研修の取組はつながり事業に関連するもののみとなっている（図表 15）。

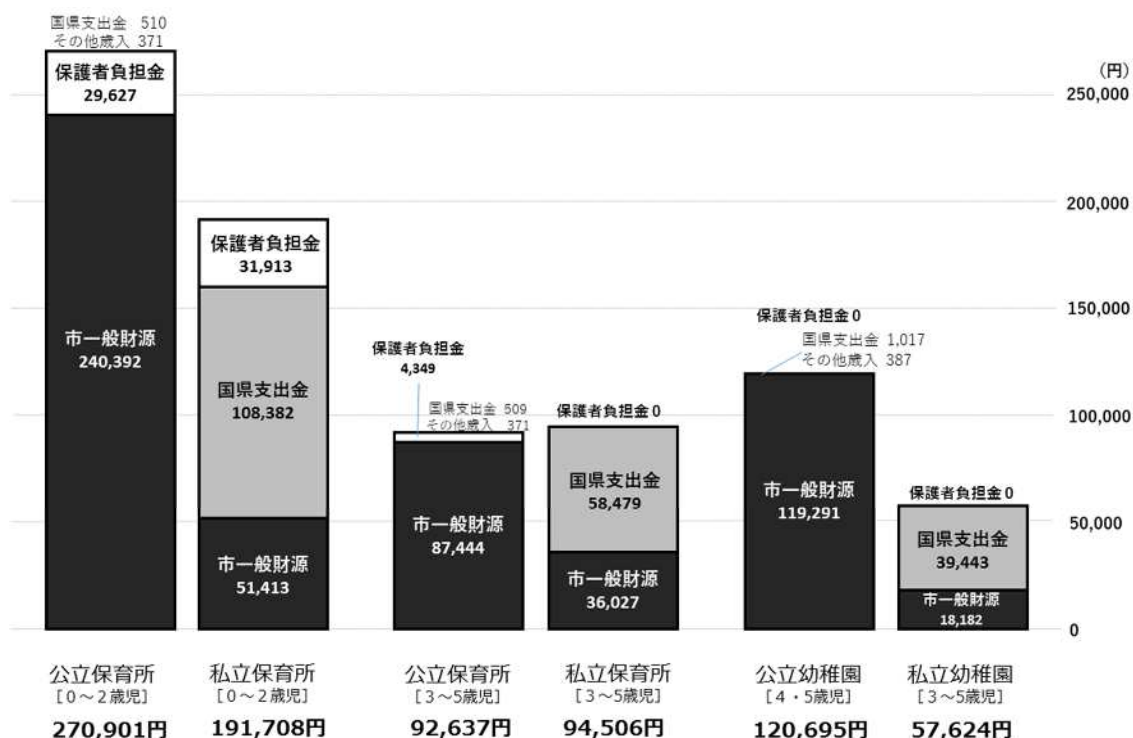
図表 15 研修の実施主体と対象

実施主体	対 象						
	公立幼	私立幼 幼認	公立保	私立保 幼保認	地域型	認可外	小学校 (接続)
西宮市（子育て総合センター）	△	△	△	△	△	△	△
	※つながり事業に関連する研修のみ実施						
西宮市教育委員会（教育研修課）	○						
西宮市（保育所事業課）			○	○	○		
西宮市私立保育協会 （キャリアアップ研修）			○	○	○		
西宮市私立幼稚園連合会		○					

#### (4) 幼児教育・保育施設に係る財政負担と今後の方向性

本市における児童一人あたりに要する公立園の運営に関する経費はそれぞれ、令和3年度(2021年度)決算によると、270,901円/月(保育所0～2歳児)、92,637円/月(保育所3～5歳児)、120,695円/月(幼稚園4・5歳児)となっており、そのほとんどを市が負担している(図表16)。

図表16 児童一人あたりの月額運営コスト比較(施設類型・年齢層別)



(出典) こども支援局・教育委員会

(注1) 私立幼稚園は新制度に移行した幼稚園(私学助成園を除く。)

(注2) 市一般財源部分には地方交付税が一定措置されている。

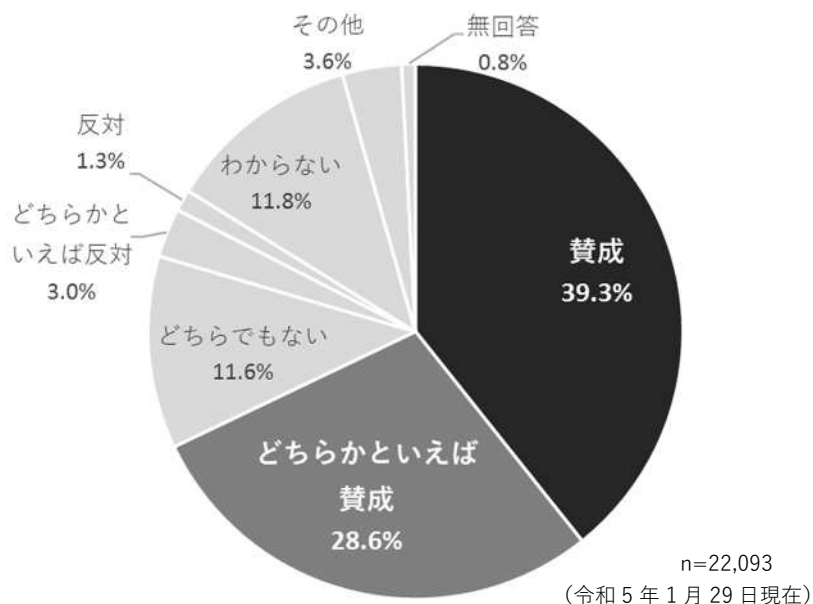
また、本市の財政状況については、社会保障費の伸びや公共施設の老朽化対策に加え、社会経済情勢の変化に伴って生じる様々な課題に取り組むための経費の増大が見込まれる。一方、歳入面においては、人口減少社会の中で市税収入の大幅な増額が見込めず、それを補う地方交付税についても、国の財政が悪化する中、これまでの交付水準を確保することが困難になることも想定されることから、今後さらに厳しさを増す見通しである。

年々増大する行政需要に対応していくためには、限られた経営資源の有効活用と適正配分などを進める必要がある。そうした状況の下、公立園が地域における幼児教育・保育を支える役割を果たしていくためには、その体制、規模や配置の適切なあり方を検討し、蓄積してきたノウハウ等の資産を最大限かつ効果的に活用していく必要がある。

そのため今後の方策として、公立園の再編によって生み出された経営資源を、在家庭も含め、全ての子どもとその家庭への支援の更なる充実に活用していくことが考えられる。

このことについて就学前児童をもつ保護者にアンケートを行ったところ、「賛成」、「どちらかといえば賛成」が回答の約7割を占めている（図表17）。

図表17 公立園再編と資源活用についての意見



(出典) こども支援局アンケート (R4)

(注) 設問は「近年の急速な少子化の進行や、子育て家庭の孤立化や負担感の増大など、子育て環境は大きく変化しています。そこで、西宮市では、現在の公立幼稚園と公立保育所を統合するなど再編し、これによって生み出された資源（人材・財源）を子育て支援のさらなる充実に活用したいと検討しています。この考えについてどう思いますか。」というもの。

### 3 今後の西宮市の幼児教育・保育について（基本方針）

本市の子どもや幼児教育・保育現場などを取り巻く環境の変化や課題に適切に対応するためには、ビジョンに掲げる「子ども中心の幼児教育・保育」の推進、支援を必要とする子どもを誰一人取り残さない取組、そして限られた経営資源を有効活用し、**中長期的に持続可能なもの**としていくことが求められる。

そこで本市は、今後を見据えた幼児教育・保育施策を推進するため、以下3つの基本方針を定め、関連施策に取り組む。

**【1】西宮市幼児教育・保育ビジョンの理念の実現に向けて、  
公私の連携・協力を図りながら、本市の幼児教育・保育の質の向上を目指す。**

これまで公私が共に取り組むことにより発展してきた本市の幼児教育・保育の質をさらに向上させ、より安心・安全な環境を整えていくためには、各施設における工夫や取組だけではなく、より一層、市として公私幼保全体を支えていく必要がある。

さらに、幼児教育・保育の様々な課題やニーズに対応していくことができるよう公私の連携・協力を図りながら、ビジョンの理念の実現に向けて、幼児教育・保育の質の向上を目指す。

**【2】本市の幼児教育・保育の質の向上に必要な役割を果たすため、  
これまで蓄積してきたノウハウ等の資産を活用するとともに、  
より効果的な運営ができるよう、規模縮小・体制見直しを軸とした  
公立園の再編を行う。**

公立園では、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく教育・保育に加え、支援が必要な子どもの受入れなどセーフティネットの役割を担ってきたが、公立園の置かれた状況は大きく変化している。とりわけ、公立幼稚園における園児数の急減は、幅広い異年齢交流等の多様な経験など、子どもにとって望ましい集団活動に支障をきたしかねない状況にある。

そのような中で、公立園は

- 地域における幼児教育・保育を支える役割を果たす。
- 就学に向けた地域内での連携・つながりを維持する。
- 幅広い異年齢交流や一定規模による集団の中で活動することにより、多様な経験ができる機会を提供する。
- 支援が必要な児童・家庭に対するセーフティネット機能を維持する。
- 公私幼保の共通の理念であるビジョンについて実践する。
- 地域における幼児教育・保育ニーズの需給調整機能を担う。



などの役割を今後も果たすとともに、これまで蓄積してきたノウハウ等の資産を最大限に活用しながら、増加し、かつ多様化する支援ニーズに対応可能な多くの機能を担う必要がある。

ただし、公立園が現在の体制・規模を維持したまま、地域における新たな役割を担うことは困難となってきたおり、今後は公私の連携・協力を基礎に一定のエリアごとに対応することが合理的である。

このようなことから、全体としての受入園児数の規模は縮小させつつ、その機能を強化し、発揮できるよう、公立幼稚園と公立保育所の再編を行う。

**【3】 公立園の再編によって生み出された経営資源は、  
今後必要となる子ども・教育施策へ優先的に活用する。**

令和5年（2023年）4月に設置されるこども家庭庁では、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援を推進するとしており、本市においてもこれまで以上に専門性と関係部署の連携強化が求められる。

また、児童福祉法が改正され、令和6年（2024年）4月から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の母子保健機能と子どもの養育に困難を抱える家庭や要保護児童等への支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の一体的な役割を担う「こども家庭センター」の設置が努力義務となる。

さらに、平成16年（2004年）の児童福祉法改正により中核市においても児童相談所の設置が可能となったことや、令和5年（2023年）4月から児童相談所の設置基準（管轄人口）が概ね50万人以下に見直されることを受け、国は中核市における児童相談所設置の検討を求めている。

このような国の動きも踏まえつつ、本市においても一人ひとりの状況に応じ、切れ目なく寄り添い伴走型の支援を行うために、専門性を有する職員の確保を含めた人員体制の強化を図る必要がある。

公立園の再編によって経営資源を生み出し、幼児教育・保育施設だけでなく、在家庭も含め、全ての子どもとその家庭への支援に優先的に活用することで、本市の子どもの健やかな育ちを支え、その権利を守ることができるよう、子ども・教育施策を強力に推進していく。

## 4 具体的な取組内容

### (1) 公私の連携・協力の強化

- ア ビジョンを共通の理念として、公私の連携・協力を図りながら、必要な取組を進める。
- イ 市の研修体系や実施体制の見直しを図り、公私幼保で働く全ての保育者が参加可能な学びの場や公開保育の機会を確保し、保育者が学び続け、成長していける環境づくりを進める。
- ウ 幼児教育・保育現場における知識やスキルの習得に加え、他の保育者との交流を通じて経験やノウハウを共有し、学びを深めていく機会づくりを進める。  
今後も関係団体と連携しながら、ビジョンを題材としたワークショップなどの取組を一層充実・発展させる。
- エ 各施設の研修を担当する部署と、公私幼保の関係者で構成する「ビジョン推進会（仮称）」を立ち上げ、研修や公開保育、子育て支援等の実施状況や課題などを共有し、ビジョンの取組を振り返り、推進していく機会を設ける。

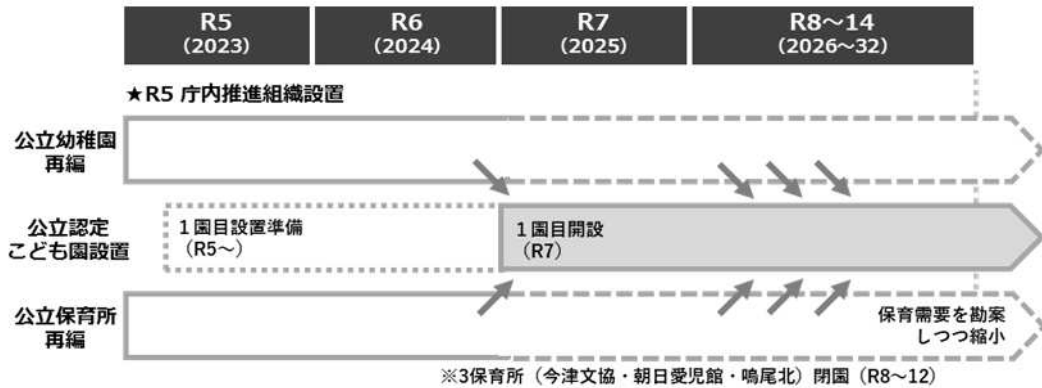
### (2) 公立幼稚園・公立保育所の再編

- ア 公立園が地域における幼児教育・保育を支える役割を果たし、就学に向けた地域内での連携・つながりを維持していくため、西宮市幼児期の教育・保育審議会答申に基づく中ブロック（以下「ブロック」という。p.19 参考図表2を参照。）を基礎として、公立園を再編する。
- イ 公立園の再編にあたっては、幅広い異年齢交流等の多様な経験など、子どもの教育・保育にとって望ましい集団活動が今後も継続的に可能となるよう、幼稚園と保育所の統合等による幼保連携型認定こども園（以下「公立認定こども園」という。）を基本とする。公立認定こども園は、0歳児から5歳児までの子どもを受け入れ、1号認定子どもは、3歳児から受け入れることを基本とする。
- ウ 公立認定こども園は、各ブロックに1園設置することを基本とするが、現行施設の利用状況や配置状況など地域の実情を踏まえながら、他の方策も検討する。
- エ 公立認定こども園は、地域における幼児教育・保育を支え、公私の連携・協力の下、以下の機能を担うことを基本として検討を進める。
  - 公私幼保における経験やノウハウの共有に向けた取組
  - 障害のある子ども、医療的ケア児、要保護児童や要支援児童等、配慮を要する児童のセーフティネットとしての受入れ
  - 各施設における配慮を要する児童の受入れに向けた支援やノウハウ等の共有
  - 在家庭への支援（一時預かり・親子通園・短期体験など）
  - 大規模災害時、私立園の急な閉園などにおける緊急時の受け皿

オ 公立認定こども園の設置は、各ブロックにおける公立園の規模・立地・設備・周辺環境等を総合的に勘案しながら、今後概ね10年間で進める。

1園目の公立認定こども園については、限られた経営資源の有効活用と適正配分等に速やかに取り組むため、早期設置を進めるが、開設に至る準備や保護者への周知期間等を考慮し、令和7年度（2025年度）の設置を目指す。（図表18）。

図表18 再編のイメージ



カ 再編による公立認定こども園の対象とならない公立幼稚園については、園児数の推移や地域の状況等を総合的に勘案したうえで、順次、閉園時期を検討する。

あわせて、現在休園中の公立幼稚園については、閉園に向けた手続等を進める。

キ 平成19年（2007年）7月に公表した「西宮市立保育所民間移管計画（案）」により、民間移管の対象とされた公立保育所3園（朝日愛児館、今津文協保育所、鳴尾北保育所）のうち、今津文協保育所については、令和8年度（2026年度）末をもって閉園する。

残りの2園についても順次、受入数を縮小し、令和12年度（2030年度）末をもって、上記3園の閉園を完了する。

その他の公立保育所については、待機児童対策として定員を超えた受入れを行っていることから、その解消に目途が立った段階で、本来の定員に応じた受入体制に戻していく。さらに、地域の就学前児童数や保育需要の状況を踏まえ、順次、定員・規模の縮小を図る。

ク 再編・閉園後の公立園の跡地は、「西宮市公共施設等総合管理計画」及び「西宮市未利用地の利活用に関する方針」に基づき、公共性・有用性・市場性について評価・整理したうえで、転用・売却・貸付などの資産活用を検討する。

### (3) 今後必要となる子ども・教育施策への活用

ア 公立園の再編等によって生み出された経営資源は、今後必要となる子ども・教育施策へ優先的に活用することを基本とする。

イ 本市の幼児教育・保育の質の向上につなげるため、必要な各種の研修・研究、就学前の教育から小学校教育への円滑な接続や幼児教育・保育施設からの相談支援など、公私幼保を問わず、本市の幼児教育・保育を支える機能を充実・整備していくことを目指す。

(主な取組)

- ビジョンの推進
- 幼児教育・保育、子育て支援に関する研究及び情報共有
- 幼稚園教諭、保育士等への研修
- 障害児保育・特別支援教育の支援
- 小学校への円滑な接続に向けた連携推進
- 幼児教育・保育施設における安全確保の推進
- 各種専門機関との連携・調整

ウ 上記の取組を推進するにあたり、「幼児教育・保育センター（仮称）」機能を担う組織体制を整備する。組織体制の整備にあたっては、既存の専門機関との機能の重なりがないよう配慮しつつ、子育て総合センターの機能強化も含めて検討する。

エ 在家庭も含めた全ての子どもへの支援を強化するため、子ども家庭総合支援拠点等の専門機関の体制を強化するとともに、こども家庭センター及び児童相談所の設置についても検討を進める。

## 5 今後の進め方

### (1) 庁内推進体制

公立認定こども園の整備と幼児教育・保育センター（仮称）の設置に向けた検討を行うため、令和5年（2023年）4月から市長部局に新たな組織を設ける。

### (2) アクションプランの策定

この「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づく取組については、対象施設、実施内容や実施スケジュール等を示したアクションプランを別途作成する。

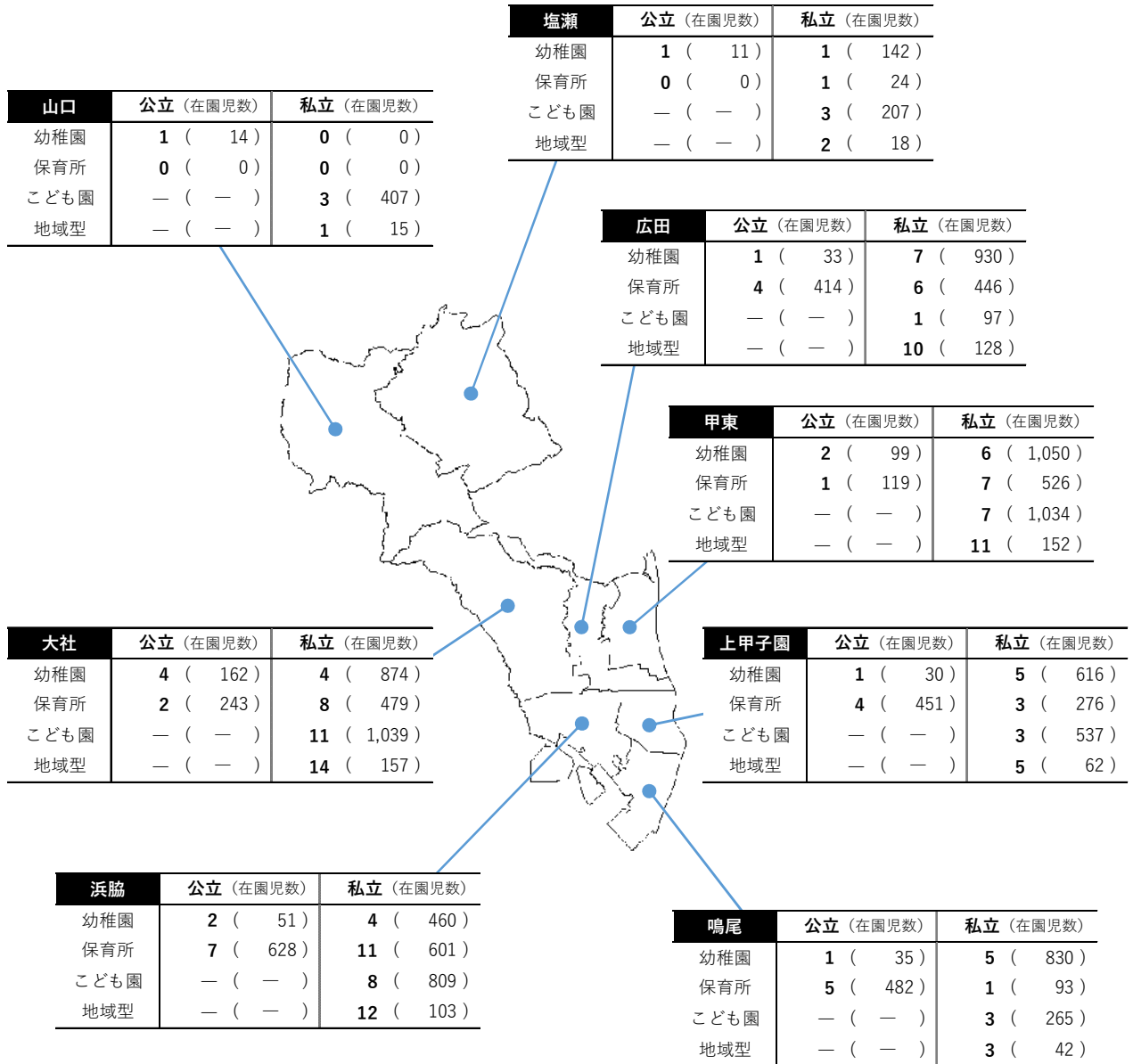
アクションプランは今後概ね10年間で段階的に公表することとし、アクションプラン〔part1〕を令和5年（2023年）3月に公表する。次のアクションプランは、令和5年度（2023年度）中の公表を目指す。

## [参考図表]

参考図表 1 幼児教育・保育をめぐる本市のこれまでの主な取組

年度	幼児教育・保育共通	公立保育所	公立幼稚園
H16(2004)	西宮市幼稚園・保育所・小学校連携事業「つながり」開始		
H17(2005)	「保育サービスのあり方」 (西宮市社会福祉協議会答申)		
H18(2006)			
H19(2007)	「西宮市立保育所 民間移管計画(案)」 朝日愛児館、今津文協保育所、 鳴尾北保育所を民間移管する。		
H20(2008)	「西宮市保育所 待機児童解消計画」 待機児童対策を優先し、民間移管 対象園は当面存続。		「西宮市立幼稚園 のあり方」 (西宮市立幼稚園将来構想 検討委員会答申)
H21(2009)			「西宮市立幼稚園 教育振興プラン(案)」 ・統廃合する(21園→15園) ・複数学級、3年保育の実施 ※パブリックコメントで2万件を超える 意見が出され、結果、策定に至らず。 西宮市幼児期の教育・保育審議会への 諮問につながる。
H22(2010)			
H23(2011)			
H24(2012)			
H25(2013)	「西宮市幼児期の教育・保育審議会答申」 ※地域ブロックについても提言(参考図表2参照)		◇浜甲子園幼稚園 休園
H26(2014)			「西宮市立幼稚園 のあり方について」 募集状況を踏まえ、入園希望者が 減少している園は、順次休園する。
H27(2015)	◆子ども・子育て支援新制度開始 「みやっこ『つながり』カリキュラム」発行		
H28(2016)	「西宮市教育大綱」(※初代)		
H29(2017)	「西宮市子ども・子育て支援プラン」		◇今津幼稚園 休園
H30(2018)			「西宮市立幼稚園のあり方II」 当面は13園体制とする。 ◇鳴尾北幼稚園 休園
R1(2019)	◆幼児教育・保育の無償化開始		
			◇小松幼稚園 休園 ◇名塩幼稚園 休園 ◇高須西幼稚園 休園
R2(2020)	「西宮市教育大綱」(※改定)		◇瓦木幼稚園 休園 ◇用海幼稚園 休園
R3(2021)	「西宮市幼児教育・保育ビジョン」 「今後の西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性		
R4(2022)	「西宮市幼児教育・保育のあり方(中間報告)」		連携公立幼稚園事業開始

参考図表2 西宮市幼児期の教育・保育審議会（平成22～25年）答申に基づく  
中ブロックごとに示した幼児教育・保育施設の設置状況（数値は令和4年度現在）



合計	公立 (在園児数)	私立 (在園児数)
幼稚園	13 ( 435 )	32 ( 4,902 )
保育所	23 ( 2,337 )	37 ( 2,445 )
こども園	— ( — )	39 ( 4,395 )
地域型	— ( — )	58 ( 677 )





## 西宮市幼児教育・保育のあり方 アクションプラン [part 1] (案)

### 1 位置付け

このアクションプランは令和5年(2023年)3月に策定した「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づく具体的な取組を示すものである。

#### 基本方針

- 【1】 西宮市幼児教育・保育ビジョンの理念の実現に向けて、公私の連携・協力を図りながら、本市の幼児教育・保育の質の向上を目指す。
- 【2】 本市の幼児教育・保育の質の向上に必要な役割を果たすため、これまで蓄積してきたノウハウ等の資産を活用するとともに、より効果的な運営ができるよう、規模縮小・体制見直しを軸とした公立園の再編を行う。
- 【3】 公立園の再編によって生み出された経営資源は、今後必要となる子ども・教育施策へ優先的に活用する。

### 2 具体的な取組

#### (1) 公立園の再編に向けた取組

##### ア 1園目の公立認定こども園設置のための再編対象施設の選定基準

1園目の公立認定こども園については、限られた経営資源の有効活用と適正配分等に速やかに取り組むため、早期設置を進めるが、開設に至る準備や保護者への周知期間等を考慮し、令和7年度(2025年度)に設置する。

このことから、1園目の公立認定こども園の設置にあたって再編の対象となる公立幼稚園及び公立保育所を選定する基準は、以下のとおりとする。

- (ア) 低年齢児保育、長時間保育に対応するための設備が既に備わっていること。
- (イ) 幼稚園と保育所が近接しており、施設利用者の負担が軽減できること。
- (ウ) 幼稚園と保育所の園児数に鑑みた再編が可能であること。

## イ 1園目の公立認定こども園設置にあたっての再編対象施設

ア(ア)から(ウ)までに掲げる基準を考慮し、1園目の公立認定こども園設置にあたって再編の対象となる施設は、浜脇幼稚園と浜脇保育所とする(浜脇ブロック)。

また、1園目の公立認定こども園の類型は幼保連携型とし、現在の浜脇保育所の施設を活用して設置する。

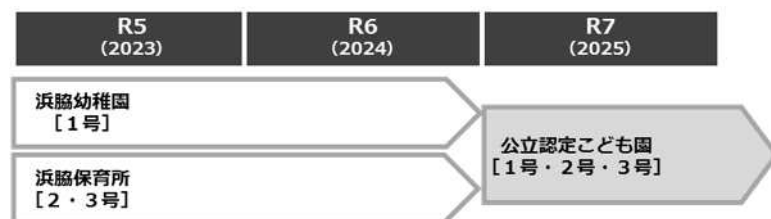
名 称	浜脇幼稚園	浜脇保育所
所在地	宮前町 8-22	浜脇町 3-13



## ウ 1園目の公立認定こども園設置スケジュール

1園目の公立認定こども園は、令和5年度(2023年度)から準備を開始し、令和7年度(2025年度)に開園する。

これに伴い、浜脇幼稚園の園児募集については、令和6年度の園児募集(令和5年10月実施)から、公立認定こども園への移行を見据えたうえで行うものとする。



## エ 再編による1園目の公立認定こども園の対象とならない幼稚園

浜脇ブロックの公立幼稚園としては、浜脇幼稚園の他に南甲子園幼稚園があるが、再編による公立認定こども園の対象とならないため、閉園時期を検討し、次のアクションプラン以降で示すものとする。

## オ 2園目以降の公立認定こども園の設置の検討

2園目以降の公立認定こども園の設置については令和5年度(2023年度)に検討を進め、同年度中に公表予定の次のアクションプランで示すことを目指す。

## (2) その他の教育・保育施策への取組

### ア 幼児教育・保育センター（仮称）の検討

幼児教育・保育センター（仮称）の機能等について、以下の検討を進める。

- (ア) 既存施設の活用や機能拡充による設置
- (イ) 公立園再編に伴う職員研修や支援が必要な子どもの認定の仕組みの再構築
- (ウ) (イ) を踏まえた子育て総合センター、保育所事業課、教育研修課及び特別支援教育課の業務の一部集約
- (エ) 私立園も含めた現場へのサポートを行う幼児教育・保育アドバイザーの配置

### イ ビジョン推進に向けた取組

ビジョンの推進に向けて、以下の内容について検討を進める。

- (ア) 公私幼保の共同開催によるワークショップの継続
- (イ) 各施設の研修を担当する部署と、公私幼保の関係者で構成する「ビジョン推進会（仮称）」の設置
- (ウ) 支援を必要とする子どもに対する取組の強化

(参考) 1園目の公立認定こども園の定員設定についての考え方

ア 施設定員等

《令和4年度の利用人数》

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
浜脇幼稚園	-	-	-	-	7人	19人	26人
浜脇保育所	5人	20人	20人	24人	27人	27人	123人

} 計 149人



《令和7年度のイメージ》

認定こども園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計
1号	※移行初年度の経過措置として、幼稚園から移行する5歳児枠確保のため、1号の3歳児枠は設置しない等、実情に応じて調整。						21人	126人
2号・3号							105人	



《令和8年度以降のイメージ》

認定こども園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計
1号	-	-	-	5人	7人	9人	21人	126人
2号・3号	5人	20人	20人	20人	20人	20人	105人	

イ 対象エリア(浜脇ブロック)における施設の利用定員 (令和4年4月)

施設種別	施設数	1号認定	2、3号認定
公立保育所	7	-	577人
私立保育所	11	-	708人
地域型保育所	12	-	143人
認定こども園(幼保連携型・幼稚園型)	8	271人	510人
私立幼稚園	4	830人	-
公立幼稚園	2	175人	-
計	44	1,276人	1,938人

※他に企業主導型保育所4箇所、認可外保育施設8箇所が設置されている

ウ 対象エリア(浜脇ブロック)の未就学児童数 (令和4年4月現在)

0～2歳児	3～5歳児	計
1,952人	2,145人	4,097人